

岩手県選挙管理委員会告示第121号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号に規定する市町村の選挙管理委員会の指定する個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設について、次のとおり指定し、及び指定を取り消した旨、報告があった。

平成18年12月26日

岩手県選挙管理委員会

委員長 野村 弘

1（1）市町村名 釜石市

（2）指定した施設の名称 中妻北地区コミュニティ消防センター

（3）指定を取り消した施設の名称 釜石市立上中島地区集会所、釜石市立中妻北集会所

2（1）市町村名 北上市

（2）指定した施設の名称 北上市北研修センター、黒沢尻東地区交流センター、黒沢尻西地区交流センター、立花農業者トレーニングセンター、飯豊地区交流センター、ニ子地区交流センター、更木農村集落会館、黒岩農村集落会館、口内地区交流センター、稲瀬農村集落会館、北上市民相去体育館、鬼柳地区交流センター、江釣子地区交流センター、北上市民和賀体育館、岩崎地区交流センター、藤根地区交流センター